

○明治三十七年九月五日官報(官廳事項欄内)
之ニ政府、左通り日韓協約之存続、
極密顧問、諮詢ヲ經ラルモノナリ

○日韓協約 去月三十一日日韓兩國政府代表
者、左ノ協約ヲ調印セリ

- 一、韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人
一カヲ財務顧問トシ、韓國政府ニ備聘
シ、財務ノ關スル事項ハ總テ其意見ヲ詢
ヒ施行スル

二、韓國政府自奉政府ノ推薦スル外國人一

名ヲ外交顧問トシ、外部ニ備聘シ、外交ニ
關スル要務ハ總テ其意見ヲ詢ヒ施行スル
三、韓國政府外國ノ條約締結其他重要
ナル外交案件即外國人ニ對スル特權讓渡
等、
以テ、契約等ノ處理ニ關シテハ、豫メ日本
政府ヲ協議スル

○同年九月十四日小村外務大臣ハ樞密院ニ出
席シ前記日韓協約ノ報告ヲ為シ、官報ニ以
テ公表シ、
後九日調印、白ヨリ後二十三日ヲ

明治三十八年九月十日(月曜日)桂閣總理大臣
山平海軍大臣曾根大臣寺内陸軍大臣桂
大臣(出頭)外務大臣(出頭)外務大臣(出頭)後
日(出頭)外務大臣(出頭)外務大臣(出頭)後
先也之たり

明治三十八年九月十日(月曜日)桂閣總理大臣
山平海軍大臣曾根大臣寺内陸軍大臣桂
大臣(出頭)外務大臣(出頭)外務大臣(出頭)後
日(出頭)外務大臣(出頭)外務大臣(出頭)後